

# 井原市立木之子小学校 いじめ防止基本方針

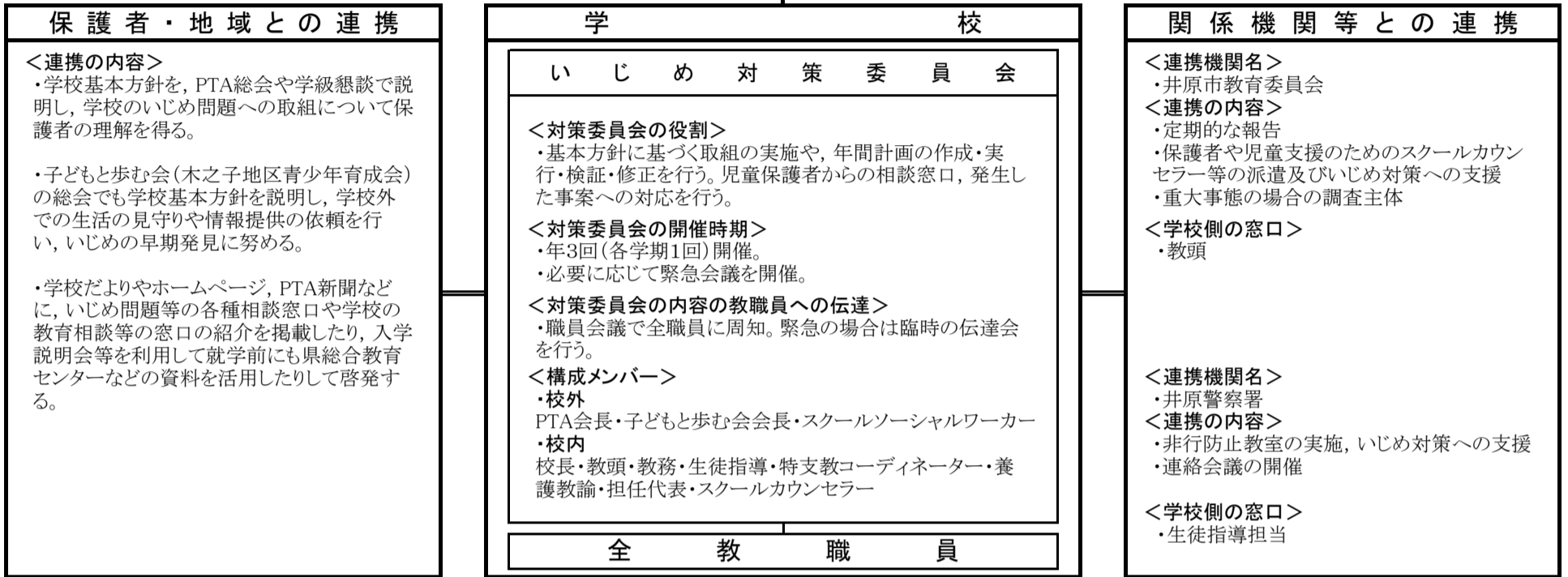
平成31年4月 改訂

## いじめに関する現状と課題

・本校のいじめ認知件数は数件あったが、いずれも解消している。校内での児童同士のトラブルは減ってきているが、放課後の遊び等がきっかけとなって発生することがあった。保護者からの教育相談を受けてケース会議をもつこともある。自分の感情を上手く言葉で表現することができにくい児童などがトラブルに関わっていることが多い。  
 ・友達との関わりが一方的になりやすい下学年や、単学級特有の固定観念が根付いている上学年で問題が発生する率が高い。さらに、気が緩みがちになる学期の中間期に問題が起こりやすい傾向にある。学校では生徒指導委員会を中心に情報交換し、いじめの早期発見に取り組んでいるが、更にいじめの防止や対処のための教職員研修の充実が必要である。

## いじめ問題への対策の基本的な考え方

・学校をあげた横断的な取組を推進するために、現在組織されている生徒指導委員会(月1回開催)を中心組織としていじめ対策委員会を機能させる。生徒指導担当や上・下学年の代表職員以外にも特別支援教育コーディネーターや養護教諭も参画し、それぞれの立場から実効のないいじめ問題の解決のための取り組みを行う。  
 ・いじめの早期発見のために、日々の児童観察をきめ細かく行ったり、児童へのアンケートを取ったりする。教育相談週間(年2回)を設定してすべての児童との教育相談を実施して、得られた情報を教職員で共有するようにする。また、各種団体との連携を図り、外部からの情報も得られるようにする。  
**<重点となる取組>**  
 ・魅力ある学校づくりの取組を継続して行い、児童自身が自己有用感を感じられるようにする。  
 ・いじめの未然防止対策やいじめへの対応能力を高めるための研修を実施する。  
 ・インターネットやSNSの利用状況を把握し、情報モラルの授業を計画的に行う。



## 学 校 が 実 施 す る 取 組

①	いじめの未然防止	(職員研修) ・教職員のいじめ対策への推進力向上のため、県総合教育センターなどの資料を活用し、教育相談や現状把握、防止策などに関する研修を行う。 (児童の生命尊重の態度、人権尊重の意識、自己指導能力の育成) ・お互いを思いやり、生命を大切にできる態度、自他の人権を尊重する意識を育成するため、あいさつ運動や人権集会、縦割り班活動などの取組を継続し、人権意識を高めたり、道徳教育の充実を努めたりする。 ・ソーシャルスキルトレーニングを通して、児童がお互いを認め合い、周りの人とのつながりを実感でき、助け合える関係をつくることのできるコミュニケーション能力を育成する。 ・自分たちの生活をよりよくしていくために、様々な問題を自分たちで考え、改善していくこととする取組を支援し、自己指導能力の育成を図る。 ・PTA人権教育研修会を開催し、保護者の人権意識を高める。 (自己有用感の確立) ・魅力ある学校づくりのための取組(授業づくり、絆づくり、居場所づくり、基本的な生活習慣の定着など)を行い、コミュニケーション能力を育てるとともに、児童が自己肯定感、有用感、充実感をもてるようにする。 ・「いじめについて考える週間」に合わせ、いじめの防止について児童会等を中心に、児童の主体的な参加による活動を促進する。 ・特別支援を要する児童の実態やhyper-QUの分析結果について職員間で共有し、適切な関わりを続け、児童の長所が発揮できる支援を行う。 (情報モラル教育) ・SNS上でのいじめを防止するために、情報モラルの授業を計画的に行う。 (家庭や地域の関係団体との連携強化) ・学級懇談等を利用して、情報モラルに関する問題点を保護者に伝え、家庭におけるインターネットやSNSの正しい使用方法を啓発する。 ・連携して児童を見守り、健全な成長を図るため、授業参観日、学校行事等で学校公開や情報発信に努める。
②	早期発見	(観察や情報交換) ・教職員による観察、日記等により、児童の小さな変化に早く気付く力を高める。 ・年2回、児童の実態把握のためのアンケートを実施するとともに、教育相談を行うことでいじめの早期発見を図る。 (相談体制の確立) ・教育相談担当の教職員を児童や保護者に周知するとともに、全職員が日常的にカウンセリングマインドで児童に接することにより、相談しやすい雰囲気をつくり、いじめを訴えやすい環境を整える。 (情報共有) ・毎週月・水・金曜日の終礼で、気になる児童について報告し合い、情報の共有化を図る。 (家庭、地域との連携) ・木之子地区青少年育成会やPTA理事会などの場で学校外の児童に関する情報交換を行うなどして、周囲の大人が児童を見守り、育てる意識をもつよう働きかけ、幅広く情報収集ができるようにする。
③	いじめへの対処	(いじめの発見や相談を受けたときの対応) ・児童がいじめを受けているとの情報を得たり、その疑いがあることが確認されたりしたときは、直ちに情報を共有した上で、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保して、速やかにいじめの事実の有無の確認を行う。 ・いじめの疑いがある場合には早い段階から適切な関わりをもち、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、最後まで守り抜くことを最優先にした対応を行う。 (いじめへの組織的対応の検討) ・いじめへの組織的対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。 ・日頃から関係機関への相談を行い、連絡を心がける。 (いじめられた児童とその保護者への支援) ・安心して活動に取り組める環境確保を行う。いじめが解消に至るまでいじめられた児童の支援を継続する。 ・正確な情報を迅速に保護者に伝え、今後の対応について情報を共有する。 (いじめた児童への指導とその保護者への助言) ・いじめた児童に対しては、いじめた気持ちや状況などを聞くとともに、いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為であること、相手の心身におよぼす影響などに気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行う。当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、心の安定を図り、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。正確な情報を迅速に保護者へ伝え、事実に対する保護者の理解や納得を促し、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求め、継続的な助言を行う。 (他の児童への働きかけ) ・いじめを、当事者間だけの問題でなく全体的な問題として考えられるように話し合う場を設け、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できる集団づくりに努める。 (関係機関との連携) ・児童相談所、医療機関、警察等との適切な連携を図る。